

## 第6回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成23年5月23日 19:00～21:20
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員16名、事務局
- 4 欠席者 5名
- 5 概要

- (1) 開会
- (2) 市民憲章朗唱
- (3) 協議等

### ①西脇市自治基本条例検討委員会条例原案（修正Ver.3）

（資料1）

自治基本条例の必要性とその意義について（資料2）

自治基本条例制定背景とその必要性（資料3）

上記について各委員からの意見

委員⇒「必要性とその意義」について、もっとうまく市民にアピールできる資料をつくらないといけないと思う。

委員⇒資料3にある、「各地区、各種団体と連携し地域力を高める」ことができれば、「地域の自主性・自立性を高める」「活力ある西脇市の実現」「機能的なコミュニティを再構築」ができると思う。

委員⇒これは委員が市民に説明する意味でまとめたものか。

事務局⇒それも想定している。

委員⇒もう少しポイントを押さえたコンパクトなものが必要

委員⇒冊子にする時には、イラストなどを入れて分かりやすくする工夫や具体例を示すことも必要

委員⇒資料2の「信頼関係」にある「市民と行政の距離感」が段々遠くなっていると感じているが、市政の仕組みを明確化するだけで市民と行政の距離感を縮めるのは難しいと思う。どのようにして距離感を縮めるかは非常に難しい課題で、人件費を削減することは市民との間隔を広げていくことになると思う。ここが非常に大事だと感じている。

委員長⇒再度議論してもいいと思う。

副委員長⇒資料2は、市民に理解していただくためにみなさんがどう説明するかという素材で、ごく当たり前のことが書いてあるので、そういう意味では難しくはないと思う。ただ、当たり前のことがきちんとできていれば問題ないが、中々できていないということの壁を具体的に

にイメージしてほしい。自治基本条例だけで解決するわけではないが、少しは役に立つ、使えるところがあると思う。

ただ、この説明文でも言葉が難しいので、もっとやさしい言葉にできれば。例えば「コミュニティ回帰」というのは、「コミュニティの大切さの再認識」など言い換えを部会の方で検討いただければかなり使えるものができると思う。

副委員長⇒例えば、「職員が減って市民の負担が増える」と警戒されることもあると思うので、行政として絶対に果たすべき役割があるということを書いていくのが大事。そういう意味では、ルール・きまりのところで、「首長や議会が変わってもルールは変わらない。」ということ、行政の領域、共助の領域、市民が頑張る領域を明確にして、役員が代わってもこのルールで粛々とやっていける。現状は、個人の頑張りに頼っているが、それでは長続きしない。こういうことを決めることでみんなの力を結集してみんなが楽になっていくという伝え方をすることが大事。その伝え方を広報検討部会で一緒に考えていただければと思う。

委員長⇒「市民と行政の距離感」の解決方法を「市政の仕組みを明確化し、市民参画をより積極的に図ることで」とした方が分かりやすいのではないか。これは、団体自治における物事の決め方や仕事のやり方にもっと市民が入りやすくする「参画」を入れれば良いのではないか。

「団体自治の透明化、財政運営の可視化」も、「市民の参画・協働の機会を増やすことにつながる」というコメントを入れればいいのではないか。信頼関係を増やしていくために参画・協働を増やしていくことが大切

次の「ルール・きまり」で、「首長や議員が代わってもルールは変わらない」とあるが、「ルールの基本は変わらない」です。また、「見直し規定もあり、時代の変革にも」は、「時代の変化」です。「変革」は自ら変えていくことで、ここは外部的環境の変化ですから「変革」ではなく「変化」です。

次に、この資料をより分かりやすくするために、こんな視点を入れて欲しいとか、こういう疑問が住民から出てきそうだとか、例えば、「まちづくり協議会はこ

れからどうなるのか」、「自治会はもっと仕事が増えるのか」、「自治基本条例ができて役所はよくなるのか」などがあると思うが、「良くなります」と答えないと仕方ない。このように、市民に広げていくときにこんなことを聞かれるだろうということを出してください。

【委員からの意見等】

委員⇒今までの市民の考え方は、公共は役所が担うものという意識が強いが、それではいけないので、これを打ち破ろうとしている。結局そういうことに対して、「これからこうなっていくます」という説明が一番ポイントになるのではないか。そうでなければ市民は自分たちの仕事が増えるのか、そんなことは公共がするのではないのかという意識がまだまだ強いと思う。

委員⇒「検討委員会で何をしているのか」、「何をやっても変わらない」という意見があった。分ってもらうのに時間がかかると思う。

副委員長⇒自治基本条例をつくったところで何が変わるの、何も変わらないのではないか。そうすると、一番変わらないといけないのは、「行政」、「市民」のどちらか。

委員⇒市民の意識が変わらないと変わらない。市民の意識がそれを変えらると思う。

副委員長⇒意識が変わった人にはすごく使いやすいが、変わらない人にとってはあまり有難味がわからないという意見もあった。

委員⇒「自治基本条例の会議がある。」と言うと、返ってくる言葉が「それって何」で、それに対してははっきり答えることができないので、「自治基本条例って何」と聞かれた時の分りやすい答えが欲しい。

副委員長⇒一言で説明できる言葉を考える必要がある。

委員⇒例えば、自治会は、頑張っている組織だと思うが、実際の活動は市からの連絡事項の伝達や書類等の配布だけで終わっている。また、それ以外の人の活動はこれまでは浮いたような形だったのが、これができれば、一つの西脇市の形ができると思うので、その辺りを説得材料に考えている。

委員長⇒今のご意見に対しては、「西脇市全体の仕組みを憲法、地方自治法と条例があるが、それらをコンパクトに分りやすくさせるための条例」という説明があるのでは

ないか。「誰にでも分りやすくするための条例、プラス西脇市独自のルールがまとめてある」という説明も正解かもしれない。

全国共通の仕組みもあるが、西脇市がこういう仕組みになっているということを知りやすくするための条例だということ。市民に親しみやすくするための条例と言ってもいいのではないか。

委員⇒まちづくりをやっていると全く無関心な方がほとんどで、そんなところにこれを持ってきて、「一体自分たちにどんな得があるの」とか「しんどくなるのと違うの」と言われそうな気がする。

委員長⇒関心のない人には何ら痛くも痒くもない、損も得もない条例ですが、もっと関心を持ってください。また、行政に関わっていきたいと思っている人には沢山の使い道があって、参加できる回路を用意している条例です。こういう説明しかできないと思う。

委員⇒最初自治基本条例を検討する時に、役割と責務という言葉でお話をお聞きしました。つまり西脇市民としての目指すべき、あるいは、こうした方がいいまち、住みよいまちになるというのが一つの考え方ですし、そこには当然責務というものがついてくるということを理解していただくことで、市民意識が主体的になってくるのではないかと期待します。

委員長⇒それも重要な論点で、あえて権利・義務という言葉を使っていない。これは権利・義務規定については法律事項で、自治体としての権利義務規定を設ける場合も条例でないとできないわけですが、あえて権利や義務という言葉を使わない方がいいと判断して役割・責務という表現をしたということです。

委員⇒私たちは市民として参加しています。市や議会の話も出てきます。議会議員の色々な考え方があるかもしれませんが、それはそれで真摯に受け止めてともに良き条例をつくりたいと思っている。それはそれでしっかりと踏まえていきたいと思いますが、今私たちは市民の資格で参画しているので、市民サイドでつくった条例だと認識しています。

副委員長⇒学識経験者や団体選抜市民の少数だけで、短期間で原案をつくり、条例として成立している事例もあるが、そうではなく、これだけ沢山の委員でじっくりと検討

- してきたわけですから、議員にとっては、これだけの時間をかけてきたということが説得力になると思う。
- 委員⇒無関心層を説得し、関心を持ってもらえるようにすることがすごく難しいと思うのは、まちづくり計画の策定委員として携わってきて、計画ができた段階で委員としての役目は終えたが、その後それを実践していく責任があると計画をつくった者は思っていて、実践の際に、個人で委員になった者がまちづくりを引っ張っている。そこで、そうでない人たちを引っ張っていく難しさをすごく感じているので、これをどのようにみなさんに浸透させていくのか、言葉だけでは中々浸透していかないだろうと思っています。
- 副委員長⇒無関心層をどう捉えていくかということも考えないといけない。放っておいたらいい、その人が自分で気づくしかないのではないかという考え方もある。無関心であるということは満足しているのではないのという言い方もあります。
- 委員⇒できるだけ大勢の人を引き込んで、市が良くなっていくようにしたい。
- 委員⇒普通の市民の方々が自分たちに市民としての役割や責任があるという考えをお持ちじゃないと思う。だから、関心があるとかないとかいう以前に、町の役員だったら順番だから仕方がないという意味で受けておられるけれども、実はそれも役割であったり責任であったりということを感じてはおられないのではないか。だから無関心というところまで行けていないと思う。
- 委員長⇒先進的民主主義諸国は全てその病気に罹っていると思う。これは政治学の常識で、政治的無関心層の増大は民主主義が進行し、政府に対する統制や議会制民主主義が確立されれば確立されるほど国民は安心する。そこから先は自分たちがつくった政府や役所を道具とみなして、機械のように動く、あるいは自動販売機みたいにお金を入れれば缶ビールが出てくるような役所であってほしいと思っている。そこから政治的に無関心になっていく。ところがそのメカニズムが少し狂いはじめると急に怒りだすわけです。
- 無関心層は、何か不都合が起こりはじめたら急に怒りだすタイプとそれでも気がつかないまま仕方がないというタイプの二つに分かれる。そこへどうアクセス

するかというのは非常に難しい問題

対応策として、みなさん方お一人お一人が味方をつくっていく、Face to Faceが一番有効

委員⇒無縁社会という言葉がありますが。

委員長⇒同じことです。みんながシステムに依存して安心しすぎているのです。まるで市役所が自動販売機かコンビニエンスストアみたいになって欲しいと思っているわけで、それが無関心層を形成する。でもこの無関心層が増えれば増えるほど関心のある人たちへの影響も大きくなる。だから、市に影響を与えるしっかりとした市民が核として出てこないといけないと思う。自治基本条例をつくっている人たちは核になる市民です。

委員⇒損得という話が一番分りやすいのではないかということがあったように、無関心層についても、それぞれ自分にとっての損得があるので、損得から入ってもいいのではないか。

委員長⇒そうです。そこは、深い課題で、分ってくれる人、ボランティアや市民活動などをやる人のパーセンテージが増えていくことが大事であって、全員がそうならないといけないと言っても無理です。

委員⇒自治基本条例は、「モノを言いやすくなる条例だ」と言った方が一番簡単だと思います。

副委員長⇒それいいですね。

委員⇒その一言ではないか。そこに目的を入れておけばいくらでも説明できるが、乗らない人にそれをいくら言っても同じことですから、「モノを言う時には便利な条例ですよ」という話になると思います。

副委員長⇒「役所にモノが言いやすくなる。」言い方を変えると、「役所と対話がしやすくなる。」

委員⇒もう一つ気になるのは、まちづくり協議会と区長との関わりや権限が難しくなると思う。

委員長⇒それは、住民自治組織検討部会で議論しますが、「区長さんへの過剰な負担を和らげて地域のみんなで支えるような、そういう仕組みにつながっていく条例」と言えるのではないか。

委員⇒まちづくりなどをやる人には「市が窓口を開いてくれた、活動しやすい、熱心な者にはより窓口を開けてくれている」という説明はできますが、参加していない人には、「もし今後必要な時には便利なもの」という

程度の説明しかできない。

行政との信頼関係ということについては、条例ができる、できないに関係なく、窓口や電話の対応をもう少し徹底すれば改善されるのではないかと思う。市に色んなことを聞きに来た時の対応で嫌な思いをしたから行政が信頼できないというふうになるのではないか。だから、条例のあるなしに関係ないことだと思う。

委員長⇒無関心な人でも、その気になって参画してみようと思うといつでもオープンに回路が開かれている、やりたいときには参加できる条例ですよということ。

後半は行政改革の課題です。特に応接対応。これは、結構大きいです。些細な雰囲気や印象で行政不信になるケースが多い。丁寧な応接は行政コストを下げることになります。応接が悪くなると行政不信が広がって余計にコストがかかる。

委員⇒知っている職員がいるとすぐに反応してくれるが、そうでないところは何か冷たい感じで、すごく話がしにくいところだと感じたことがある。

また、ある人から、「役所は何でも市民、市民と言ってやなあ」という話があり、私も反対の立場なら、そういうふうになってしまうと思う。こうして来ているから、市民がみんなでつくって、一生懸命頑張っているという気持ちになっていますが、反対の立場なら、熱心な人だけが来てできた条例だという感じで見えてしまうところがあるだろと思う。

委員長⇒今のご意見は、第29条、第30条の第3項で担保がとれます。行政職員に対する内部研修で第29条及び第30条第3項に沿った応接研修、いわゆる窓口対応の研修をなさいということ。だからこの条例ができればどうなるかということ、親切で優しい市役所に変わりま、役所は変身しますということ。

委員⇒やはり人間というのは損得で動いていると思うので、「市民にとって何のメリットがあるの」という問いかけが出てくると思う。今色々やりながら考えているのですが、「みんながより良いまちづくりのための基本的な取り決め、約束。」「生きづらいではなく、生き良いまちづくりをするための基本的な取り決めです」という答えを思う。少し抽象的ですが。

委員⇒「市民に何か縛りができるのではないか」とか、「罰

則があるのか」ということではないか。

議会をチェックするとありますが、今までは選挙が済むと、後は議員に任せるという感じだったのが、より議会が市民に近くなるということで、議会の透明性もありますし、議会をチェックするということを説明すればいいのかなと思います。

委員長⇒「議会も身近になります。」ということ。

罰則はありませんが破っていいことにはなりません。白い目で見られます。政治責任というのはそういうことです。これには何の法的責任もありません。だから、全てはみんなの政治的責任です。政治的責任というのは、モラルとして守るという意味です。市長や議員が掲げるマニフェスト、公約と市民も同じような公約をこのレベルで守りますということです。

委員⇒無関心層がありますが、その人たちが果たす役割というものが必ずあるはずで、その辺りをもう少し謳う方がいいのかなと。例えば、市と市民との信頼関係を築くにしても、市民と市民の信頼関係を築くにしても、やはり市民の果たす役割、責任というところにも大きく関わってくるかなという感じがしています。

副委員長⇒放っておいたらフリーライダーばかりになるということ。無関心の人にも一定の責務があるということをつけ加えておいた方がいいということですね。

委員長⇒市民の権利の4項目、市民の役割と責務の4項目は、地方自治法上の権利よりも道義的権利に近い。地方自治法上の責任として負担分任の義務を負うときちゃんと書いてあります。だから税金を納める、料金を払う、そういうことが市民の義務で、それ以上のことは書いてありません。

ここには、西脇市独自の仕組みをつくったけれども、この仕組みを生かすためにこれだけの配慮をする、協力するという事に努めてくださいということです。

もっと細かく言うと、沢山書けるが、それを丸めていくと「互いに尊重し、助け合うとともに」、「次世代にも配慮する」、「議会及び執行機関が市民の信託に正確に答えているかどうか注視するよう努める」、「自らの行動及び発言に責任を持たなければならない」というところになります。これは常識です。この辺りで何とかカバーしていると考えています。

副委員長⇒気になるのは、一生懸命やる市民と無関心な市民で不公平感が出るということですね。頑張る人は自分の発言に責任を持つということがありますが、何もしない人は何もしなくていいというふうに、やる人がやる気を失うのではないかということが心配なのですね。

委員⇒地方自治法をコンパクトにしたのがこの条例だという考え方ですね。

委員長⇒ものすごく荒っぽくコンパクトにしたものですが。

委員⇒地方自治法だけでは不都合だからこの条例をつくっているわけですね。

委員長⇒地方自治法は、日本国共通の最低限のルールで、自治体は絶対に守らないといけない。それ以外の細かいことや西脇市独自でルールを定めることができますが、法律の範囲を超えられない。つまり罰則を与えられないのです。だから政治的責任にとどめているわけです。

ただ、自治法上定めがないが、全国の自治体で現に実行されている制度もあります。例えば、パブリックコメント。これは、国がやっているにもかかわらず、自治法に規定されていない。

市民参画の制度保障、これも自治法に定めはありません。例えば、何割かの一般公募市民を入れなければならないという規定は自治法にはないのです。そういう意味で、自治法というのは、最低限のルールだと思ってください。

委員⇒これを一番簡単な言葉で言ったら、市民と議会と行政の役割と責任を分りやすくした条例ということですね。

委員長⇒そうです。誰でも分りやすいように、憲法の仕組み、自治法の仕組みをうまくコンパクトに示して、西脇市独自ルールも入れていきますということです。

みなさん方の色々なアイデアや視点をいただきましたので、このような視点を入れながら解説できる分りやすいガイドブックやチラシのようなものができたらいいと思います。

一つはやはり「役所も変わるぞ」というのはどこかに入れないといけません。「自治基本条例ができた、役所もこれから変わっていきます。」「市民との距離が近くなる役所に変貌します」とか。

事務局⇒最初にあったように、市民の問いかけにどう答えるかということで、例えば、「まち協はどうなるの」とか

「市民の負担はどうなるの」など、設問を考えてそれに答えられるようなQ & A方式と一般的に一番分りやすい言葉で説明できることをいくらか並べて、その後Q & A方式で詳しく説明するというものでしたら、わかりやすいのではないかなと思います。

副委員長⇒補足で、市民の権利は、ここにきちんと書かれているということで、それは単にぼやかして役割と言えはいというわけではありません。そこはきちんとおさえていただきたいと思うのですが、権利の中にも色々あって、一番基本的な権利は基本的人権です。基本理念や基本原則にも書かれていますが、決してぼやかしてはいけないもので、少人数でも権利は権利なので、断固として主張していただかなければならない。それがみなさん方の身分を守る一番の基本です。そこが曖昧になっては、どんな制度ができて足元がぐらついてしまいますので、そこはきちんと認識してもらわないといけない。

あとは、行政にも義務があるわけです。行政は市民のみなさんの税金で地域の管理運営を任されている立場です。そのために義務が発生します。それに対して色んなことを指揮監督できる権利は市民が持っているわけです。これは法律の中でもきちんと言われています。一番根本は選挙ですし、立候補して自ら市長や議員になることができるわけです。また、議員や市長の解職請求もできますし、条例の制定・改廃もできるわけです。その権利は、やはり権利としてあるということを曖昧にしてはいけないところだと思います。

その市民の権利に対して、行政はそれを受け止める義務がある。それは議会も同じで基本的にそうでなければならないと思います。

無関心という話について、確かに無関心な人というのは非常にやっかいです。実は無関心といっても色々ある。人生を見切って、世の中の全てに無関心だという仙人みたいな人もたまにはいますが、大抵はそうではありません。仕事や子育てが忙しくてそういうことに参加できないという方がいらっしゃる。自治基本条例に無関心であっても、一生懸命仕事をされて、例えば高額納税者になられた場合、市に対する貢献というのはすごく大きい。そういう方がこの条

例に反したからダメだと言えるのかどうか、難しいです。ただ、こちらも少しは見てよということはいわないといけません。そのような無関心の階層があります。そこに少し丁寧に対応をしないと、無関心だから切り捨てるとか、無関心だからこっちを向けというふうな言い方をすると、ちょっとカチンとくる方もいる。それはそれで、仕事一途で地域のことや市政に関心がないと言ってもそれは一つの生き方ですから、それはそれとして認めて、そうであってもそういう人がそこに居る以上、責任というか責務を逃れることはできないので、その部分だけは最低限きちんとしてくださいねということと言えるのかなという気がしますので、その辺りの整理は必要だと思います。

条例も法律ですから、無関心であろうがなかろうが全部にかかってしまいますので、ある意味で自治基本条例から逃れられる市民というのは一人もいない。罰するわけではないですけども、逃れられない。ましてや普遍的なものですからそういう人たちを全てこういうふうにするということ、その辺りのことは、今後の課題だと思います。

委員長⇒だから、無関心な人や気づいていない人もいつでもアクセスできる仕組みをつくっておかないといけないわけで、この条例も気が付いたら関わりのない人でも関わりを持たせてくれるという説明をすればいいのではないか。だからお気づきになったらどうぞ。お越してくださいというふうなもので、そういうスタイルを考えたらどうですかね。

聞かれるかも知れないのが、定住外国人に対してもいわゆる「市民」という言葉を与えています。これは地方自治法上「住民」です。なぜかという、この人たちも税金を払っています。ただ国民ではない、国籍が違いますから。国民ではないけれども住民として認めるというのが地方自治法の本質です。だから市民という言葉を与えているのです。ですけど、例えば、住民投票をする時に、その人たちに配慮するかどうかもみなさん方が決めることです。ただ、これは地方自治法上の住民投票でも憲法上の住民投票でもありませんから、公職選挙法上の選挙権者に限るかどうかの判断がまた必要です。自治基本条例上の住民投票は、政治

的責任が発生するのみで、法律的な効力はありません。

つまり強い世論調査みたいなものです。これを勘違いして、外国人に参政権を認めるのかと言って批判をし、厳しく攻撃する人がいますけど、これは勘違いなさっているのです。参政権というのは選挙権・被選挙権のことです。これはそもそもゼロ世代の人権と言われていまして、参政権が保障されなければ人権が認められないのと同じなのです。ある条約上の相互互惠主義を取ろうとする国においては、Aの国が自分のところの地方参政権あるいは国政参政権をB国の国民に与えたら、B国もそれを与えなければならないという取り決めもあります。

民主党のいう外国人参政権というのは、地方参政権のことですが、これは国際人権規約上の内外人平等の原則に基づいてやろうとする、言ってみれば政治判断です。これが尖閣諸島問題に端を発して、急に一部の人たちが騒ぎ出しているのですけど全く関係のない議論です。参政権の話ではありません。

ですから、条例上外国人を除くとしても、違反でもありませんし、入れたところで法律的効力は発生しません。政治的尊重義務が発生するだけです。

そのこのところを誤解している人たちが大騒ぎする面がありますが、そこはきちんと説明すればどうでしょうか。例えば、在日韓国・朝鮮籍で三世、四世の方が住民におられた場合、この方々を特に意識しないといけないと思うのですけれども、こういう方々を、日本語しか話せない状態なのに、「国に帰れ」なんてことは言えないわけで、日本におられるけど国籍は韓国や北朝鮮を選ばれているという人を住民として認めないのかという話です。これを条例上は認めると言っているわけです。とにかく住民です。国民ではありません。こういう議論がでる可能性がありますから、みなさん間違えないように。

ですから各制度において対象とするかどうか、基本的には対象とする、しかし住民投票に関しては、改めて考えないといけない。例えば、パブリックコメントの権利は、西脇市に住んでいる人だけではなく、西脇市外の人にも認めているわけでしょう。そうすると、ましてや西脇市に住んでいる定住外国人を認めるのが当

たり前ではありませんか。そうでしょう。こういう攻撃的な議論をする人が中にはいますし、ネットで色々と批判したり攻撃したりする人もいます。全く根拠のない議論です。参政権ではありません。

それでは、この記録を取っていただいて、広報啓発のツールをつくっていくということでもいいでしょうか。

②「部会の構成について」に移ります。

事務局⇒第4回の検討委員会で3つの部会を構成するというところで委員の希望も聞いていましたが、その後の検討・調整の中で「逐条解説検討部会」はなくして、配布資料の案のとおり住民自治組織がどうあるべきか、特に区長会のあり方やまちづくり協議会のあり方という問題があるので、その部会に多くの委員に入っただいて、広報検討部会との2部会で検討を進めたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長⇒2部会構成ということについては、みなさん大筋合意いただいていたと思うのですけど。

事務局⇒そうすると、そのような形で、前々回にいただいた希望を元に委員さんの振り分けを行っていますが、ご異議ございませんか。

～ 意見なし ～

事務局⇒今からそれぞれ分れていただいて、それぞれの部会でどういうことを検討するのかというお話を進めていただきたいと思います。

～ 住民自治組織検討部会は、1回女性コーナーで。広報検討部会は、このままの会場でそれぞれ開催 ～

## 住民自治組織検討部会（概要）

### 1 出席委員：検討委員会委員10名、事務局

#### 【概要】

事務局⇒この部会での検討内容のイメージとして、資料No. 5 豊中市コミュニティ基本方針と資料No. 6 豊中スタイルの地域自治の仕組みづくりということで、豊中市が考えられた地域自治システムの調査検討報告書の概要版を配布しています。

この方針等の策定に正副部会長が関係しておられますので、概略の説明をお願いします。

副部会長⇒ここでは地域のあり方をどうしようという、条例の第6章、第17条、第18条と地域自治、コミュニティのあり方を定めているところで、条例としては少ないが、実態としてどのような形にしていけばいいのかということ議論します。西脇市にもまちづくり議会がつくられていますが、その組織のままにできるのか、もう少し形を変えるのかというのはこれからの議論になります。いずれにしても、今の時代の流れ、それから先ほどもコミュニティ回帰というのがありましたけれども、コミュニティが重要だということ再認識したということもあります。今の形でいいのかというと、いいという意見もあるし、そうではないと色んな意見もあると思います。もっといい形があればその方向へ振り向けていけばいい。そういう新しい構想ができれば条例できちんとバックアップして位置付けをするというのがいい流れだと思います。

何も無いところで考えるのも大変ですので、見本として豊中市の資料を配布しましたので説明します。

コミュニティはどうあればいいのかということ整理したのがコミュニティ基本方針で、資料6は、それに従って実際にどんな形をつくれればいいのかをまとめたものです。

豊中市は、大阪市の隣の大都市ですが、西脇市も山村型というよりは都市型の自治体ですから応用がきく部分もあるでしょうし、豊中市の仕組みも普遍的な形を志向しながら議論してきたので、参考にしていきたい。

コミュニティ基本方針の2ページの地図ですが、これは豊中市の小校区ごとの高齢化率を表にしています。これが西脇市の場合にはある地域が真っ黒になるかと思いますが、この表の右上は実は千里ニュータウンで、千里ニュータウ

ンが豊中市でも一番高齢化している状況です。

これ一つとっても、地域課題というのはすごく大きいというのが実感されると思うのですが、それに対してどうするかということで、もちろんコミュニティだけで全てを解決できるわけではありませんが、コミュニティが課題の6割～7割ぐらいは何かの支えになるのかなということで、重要性というのは変わらないということです。

次に、地域コミュニティの将来像がどうなればいいのかということで、ビジョンとして3ページの5つの項目を挙げました。これも先ほどの自治基本条例の説明の資料とそれほど違うものではありません。言い方が違うだけで、中身的には共通するもので、安心・安全に住み続けられるまちをつかっていこうということ。共感を大切にすまち、共感というのは、そういう連帯感といいますか郷土愛というものを含めたものを大切にすまち。人権と共生のまち、先ほど委員長からありました多文化共生も含めて人権と共生のまちということ。面識と交流のまち、知った顔、まあ知らない顔でももちろん構いませんが、多くの方が比較的近い距離でコミュニケーションを取りながら支えているまち、そういうものです。それから連携と協働の市民自治のまちとここは今の時代のキーワードを表している、新しい公共もこういうところに入ることになると思います。この5本の柱を挙げています。

それぞれで、背景には色々と議論があります。ここではエッセンスだけを挙げていて無味乾燥という感じですが、背景があるということだけ知っていただきたいと思います。

次の基本原則は、多分どこでも通用する話です。これは中山間でも都市部でもどこでもこういうことを大事にしなければならぬ。こういうことが基本的に人間が生きていくために必要なことが挙げられているという理解でいいのではないかと思います。

それ以降の4～6ページは、基本的にはそれを説明したわけで、特につながりという面で、最初に人と人、人と地域のつながり、これが一番大事で、人同士のコミュニケーションを大事にしようということで、コミュニケーションを取りやすいような地域をつかっていこうということに基づいているということです。それから人と地域、もちろん人は地域に住むわけですから、地域空間の中で地域に対する愛着があり、どのような関係性を持っていくのか

というところですか。そうすると、その色んなつながりの中で、人がそれぞれの地位を発揮していこうと。これは人財といっても、素晴らしいエリートを発見していくわけではなく、それぞれ一人ひとりの持っている、財産を発見しよう、そしてそれを育ていこうということ、よくカリスマを発見すると理解される場合がありますが、そうではないのです。

それから、人と人のつながりの次にやはり団体同士、色んな活動をしている団体同士の関わりを大事にしようというのが書いてあります。団体といっても、地域自治会もあればボランティア団体、NPO、商業関係も会議所や商店街もあります。色んな団体がつながりをもっと回復していこう、お互いにスクラムの立場でつながっていこうということです。色んな関係でつながりやすくなるようなルールにしましょうと。それは市民がすることも、行政がする関係づくりも色々あります。そのためには情報共有が一番大事で、お互いに知るべきことは知って、知る中から交流が生まれ、交流の中から活動が生まれるということだろうと。それで活動すればお金もいるし、それは後の話で、それはそれぞれ市民も行政も工夫しましょうということです。

最終的には行政は何ができるかということを書いてあります。支える、バックアップするというのが行政の役割で、動きやすい仕組みづくりとして、環境づくり、行政職員の意識改革、行政の仕事の仕方も少しは変えてもらわないといけないということで、地域での生活は総合的ですから、「私の家は都市計画だけで間に合っています。」、「私の家は商業だけで成り立っている」という家はもちろんないし、役所もトータルで対応しましょうということ。そんなことをコミュニティの基本方針でまとめてきました。

それに基づいて、具体的にどんな仕組みをつくれればいいのかというのが資料6で、3ページの図がこういう仕組みをつくってはどうかということで、一言で言えば、地域の団体全部が主体的・自立的に集まって、協議会をつくらうというのが一番のポイントです。ある意味、非常に簡単で当たり前のことです。もうすでにみなさん方も地域でやっておられるのではないかと思うのです。原則的には色んな団体、個人もありますが、分け隔てなく集まるということで、そこで議論して、地域の色んな課題に取り組むという形。それから地域をこんなふうにしていきたいという夢やビ

ジョンを実現していくために協力しあうための仕組みが  
いるのではないかというのが一つの大筋で、その細かい意思  
決定機関、執行機関として色々ありますが、その辺りは地  
域で決めていただいたらいい話で、そういう組織をつくる  
時には最低限の条件があります。一つは運営が透明である、  
役員さんだけでいつ決まっているかわからないようなこと  
はやめましょうということ。誰でも参加できるということ。  
この地域自治組織は色々な団体が入っていますので、地域  
住民や地域の団体、企業も含めて、全員がメンバーという  
形にしています。そこで運営に参加しようと思えば誰でも  
参加することができる、手を挙げるができる。ただ、  
運営委員会や理事会などの役員になりたい人全員がなれる  
かということではなく、それは地域のみなさんの同意が  
ないといけないというルールは必要ですが、少なくとも立  
候補はできます。今のみなさんの年齢からすると、誰も市  
長や議会に立候補することはできますから、そういう意味  
で権利は持っているわけで、同じように地域の中でも地域  
の自治協議会をつくるとするとそこに、意思決定にも活動  
にも誰でも入れる。そういう意味で非常に民主的な仕組み  
というのが必要で、基本的なところだけおさえていけば後  
は地域によって自由に決めていただいたらいいだろうと。  
決め方も地域の方みんなが集まって、会議をして、分け隔  
てなく、会長さんだけが集まるのではなく、地域のみんな  
が、例えば世帯単位ではなく、個人で参加できるような仕  
組みがいるだろうと。その中で、自らルールを決めれば運  
営というのは決められるだろうという感じです。

なぜそれがいいかというと、みんなが意見を出せるとい  
うこと。みんなが発言できれば、若い人が来て意見を言っ  
てみようかということ、意見を言うだけではなく自分た  
ちでやろうということにもつながって来る。そういう形で  
の非常にやわらかいですがけれども、やわらかいだけにみん  
なの総意を引き出すことができる仕組みをつくっていき  
たいということで提案しています。こういう仕組みだから、  
自治協議会に権限を与えるということもありえますけれど  
も、ある市では地域の課題に関して、市長が諮問して、答  
申するという権限を持っていたり、色々権限を決めてい  
るところもあります。

それから、地域に対して交付金を出す、近隣で実施して  
いる市もありますし、違う形でやろうとしている市もあり

ます。地域に交付金が出るというのも、その団体が公共的団体であるからということで、地域のみんなが議論してできている、地域を本当に代表しているということが言えるということではじめてお金が出せるということなのです。こういう組織のあり方は非常に大事です。こういう団体にする、色んな団体が集まりますので、例えば、子どもの登校の安全を見るにしてもPTAだけではカバーできませんから、時間のある高齢者の方が入っていただいたらということで団体同士がつながったりしますので、力が足し算あるいは掛け算で大きくなるであろうと。逆に言えば、労力が少なくても同じことができるので、これまではしんどい思いをして、みんながどんな組織にも重なっていたのを、分散することでお互い楽になるのではないかと。それに対する行政の仕組みとして、それを応援できるような仕組みに変えないといけないし、縦割りでない横の連絡をしないといけないということで行政組織もかなり大幅な改革をしないといけないのですが、このように地域を動きやすくするために行政がやるのは分りやすいので、行政の中も自然に変わっていくのではないかと思います。

こういう地域には、例えば会館の指定管理で施設の管理をお願いしたり、あるいは見守りを地域にお願いしたりする、もちろん委託などの方法がありますが、そういう意味では、地域に押し付けるというよりも、むしろ公共的な仕事を地域が取ってやろうではないかと。我々がやる方が、行政がやるよりも効率的だし安くできるだろうということとやっていく。場合によっては地域に雇用が生まれたり、地域にお金が回ったりということで、それで活動するということもできるかもしれない。

一方で、一番基本的な人権を守る、あるいは生命を守る、災害時に動くことは行政がやらないといけないことで、その部分は市にお願いします。ただ、サービスは地域によって沢山できるところもあれば少ししかできないという地域も出てくるかもしれませんが、それはある意味で地域の責任ということになるかもしれません。

ということを議論して、今年度2地区でモデル地区をつくって動き出そうとして、来年度から全市的に広げていこうという動きのようです。

そういう意味では西脇市はまちづくり協議会が全市的にできているので早いと思いますが、もう一度見直していた

だいて、今の形が一番いいのかというのを考えて、まさに日本のモデルになるような動きであれば、それはそれできちんとしてするような。

もう一つは、先ほど無関心層という話がありましたが、無関心層みたいな形の方がこういう協議会がきちんとできていてもそっぽ向いていても困るし、ある程度無関心でも足を引っ張らないという関係もつukらないといけないし、地域の構成員全員がこの協議会のメンバーに入るわけですから、まさに無視はできない、無関心だから放っておくというわけにもいかないわけで、その辺りの関係性というのはどうすればいいのかというのは難しい問題で、これからの社会をどうするかということにもつながる話です。

部会長⇒西脇市の現状が完全に分っているわけではないのですが、まちづくり協議会ができていますから、この条例上の市民自治協議会を読みかえるということになると思います。今のまちづくり協議会がこの市民自治協議会の形にきちんとフィットする形で修正しないといけないこともあるかもしれません。例えば、構成員はその地区内の住民全員になります。今ならば団体に加入している人が構成員です。これは条例上の公共的団体になりますから、無関心な人も全部含めて構成員です。その違いが非常に重いものになります。

委員⇒豊中市の例を聞かせていただきましたが、究極、自治基本条例はここが一番の目的といいますか、ポイントと思っています。ただ今のまちづくり協議会は色んないきさつでできていて、今の説明を聞きますと、似て非なるものというふうに思いますし、できた経緯も色々と違うので、まちづくり協議会をこの組織にというのは無理があると思います。

ただ単にまちづくり活動をしようということ集まっておられるのがほとんどで、今の説明のような地域コミュニティに変える、最終目標はもちろんそれだとは思いますが、今のままではそういうわけにはいかないと。

委員長⇒となれば、ここで検討しながらみなさんもお判断ください。まちづくり協議会も構成団体にしてしまうという方法と全く新しいものもつukるとい、そういう踏み込みをするかということ。まち協を模様替えするよりも全く新しいものをつukるとい、まち協の中にも区長さんが入っておられるという構造でも、それはまち協の代表が理事会に入る、それで区長も入るといふうにやっていけばいい話で大して難しい話ではないと思う。ただ、心配しているのは、

せっかくまち協をつくってきたプロセスとか歴史があるのに、それを無視するのかという反発を招いてまで新しい市民自治協議会をつくるのがいいのかどうか私にはわかりませんので、それはみなさんが判断してくださった方が、実態的にいずれがスムーズなのかどうか。

副委員長⇒今のまち協を整理し、例えば意思決定の仕組みやメンバー構成がどうなのかということを表にして見ると、違うものとおっしゃったけれども、共通するところもあると思う。例えば、成り立ちは任意かもしれませんが、構造が似ていれば、そこへの移行はそれほど難しくない場合もありますし、逆に新たにつくられても少し変えるだけということになるかも知れませんが、そここのところは特別に丁寧にいかないといけないということで、確かに活動されている方はご存じかもしれませんが、他の市民の方は知らない、実際の組織がどのようなになっているのかというのは知らないこともありますので、共通認識というのは必要です。

別にこれは、この形に無理やり当てはめるというものではありませんので、一番いいスタイル、西脇スタイルが採れるような仕組みができればいいということです。ただ基本的にここだけは合わせなければいけないというところがあると思うのです、共通のところ。例えば、人を排除してはいけないとか、公平性を担保するとか、そういうところだけは何が一番基本的かという、議論していただかないといけないところなのですけど、それを確認して、それならば案外今の仕組みで行けるのではないかということもあると思います。

委員⇒今のまちづくりの構成は、区長も入っていますし、色々な団体も網羅していて、活動するに当たっては、区長会の理解を得て活動をしていくことが多いので、若干今のままで、まち協と市民自治協議会が全くイコールかという、そこまでいくのにはまだ難しいような。何が難しいか。

委員⇒構成委員の意識がそこまで成熟していないということではないのですか。

委員⇒津万地区は組織的には住民自治組織にあっている。日野地区は選抜で出しているだけ。特定の人しか参加していない。市が地区の課題解決のために呼びかけている組織が沢山ある。だからうまくいくところといかないところがあると思う。区長にもやっていただくことは良いことです。

委員⇒区長さん方の意識ですね。

委員⇒区長会の組織とはぜんぜん違うのですが、このような組織でやるのは区長会としてはどうですか。

委員⇒黒田庄は合併したので、まちづくり委員会は今までやってきたことを継続していきたいのが望みですが、資金が不足してくるのと人材不足が問題です。

委員⇒合併をきっかけとして、今までの行政に代わる組織を形成したという意味合いが多かったと思いますが、区長会はこのような地域課題を解決できるような組織が形成されることへの反発はないですか。

委員⇒ないですね。

委員⇒それならうまくやっていけば出来ますね。

委員⇒3ページのイメージ図の自治会が区長会ですか。

事務局⇒追加でお配りした資料が西脇市に合ったイメージではないかと思えます。シンプルに書かれたほうが現在で、例えば比延地区をとった現在のイメージですが、行政があって、地区のコミュニティは比延地区まちづくり協議会、比也野里まちづくり委員会、区長会等がありそれぞれに補助金が出て、活動しているというイメージです。その外側にボランティアやNPOといった組織もあります。裏面をみていただきますと、イメージ図を西脇に当てはめればこのようになります。黒田庄が良い例になるのではないかと思う。

自治会の組織、まちづくりの協議会、ボランティア等もこの輪に入って地区コミュニティ運営協議会組織を立ち上げ、それぞれがお互いに繋がり、行政からのお金の流れもコミュニティ運営協議会全体に包括交付金という形で地域の中で配分していく。ひとつの行政単位として活動していくようなイメージです。

委員⇒津万がこの形に一番なりやすい。構成としては。いろんなことをするために協議会の会長は代表区長にいただいているので、区長会との連携はとりやすい。他団体も入っているが繋がりというかその団体が持っている課題を地区全体の課題として出来るまでにはなっていない。一応は組織の一員ではあるが。そこをうまく動かしていけばこのような形になれると思う。

委員長⇒区長には委嘱状を出していますか。

事務局⇒出していません。

委員長⇒住民が選んでいる自治会長ですね。そうであれば問題はないです。ある市では、区長を非常勤特別職に位置づけて委嘱辞令を出し、区長報酬を出していた。これを廃止し、地

域づくり委員会に充当した。これに3年かかった。区長報酬に関する議論は大変で足掛け3年でようやくまとまり地域づくり委員会に再配分することが決まり、区長については任命辞令を出さずに民意の総意で選ばれた人ですから地域づくり委員会の中のコミュニティ部会の構成員として引き続き区長として残ってもらった。区長はなくす必要がない。みんなの総意で選ばれている人ですからそのままコミュニティ委員会の委員として地域づくり委員会のいろいろな部会で意見をもらうことにした。それですべての事業はそのコミュニティ委員会を通じて実現していくことにした。だからコミュニティ委員会の区長は知らないことはないという仕組みです。

事務局⇒中では一番重い位置づけではあるわけですね。

委員長⇒そうです。区長会長さんなどの人望の厚い方が委員長に選ばれます。

事務局⇒西脇でも区長をはずして組織するのは難しい。やはり核になられる方だと思う。

委員長⇒無視することはタブーであると思う。区長を生かした形で市民自治協議会を作っていく方向にしないと。まち協そのものが市民自治協議会に名称変更できる地域もあるし、そうではなく全住民が対象といったときそうでないまち協は工程表を変えていく必要がある。全市一律にこの話をしない方がいいと思う。

事務局⇒地区の成り立ちがそれぞれ違うので、今から西脇の現状を踏まえてどういう方向に導くかを議論していただきたい。

委員⇒地域課題を解決するなど、住民自治組織は良い組織です。ただそこに行くまで皆さんの意識が到達するか心配です。

委員長⇒工程表をそれぞれA型、B型、C型というように作れると思う。ひょっとすると8地区とも違うかもしれない。それぐらいに思っていた方がいいと思う。そのまま移行できるようであれば、ひとつのモデルとして尊重させてもらえばよい。とは言え、特定の役員に集中して大変な目にあっている現実もあります。これは共通の課題です。

委員⇒区長も住民会議の委員であるが区長は区長です。住民会議の中には3つの部会がありそれぞれに区長が入っている。他の団体も同じように関わっている。そうでないとひとつの事業をすべての団体に協力してもらわないと出来ない。

委員⇒かつての黒田庄のようなイメージでミニ黒田庄みたいなものですね。それは非常にいいことですね。

- 委員⇒黒田庄のまちづくり協議会の組織図を見てもらえれば。
- 委員長⇒それはどの地区も提出してもらいましょう。組織図と現状。
- 委員⇒しんどい役をしてもらうことでまちづくりに活気が出てくる。遠慮してやってもらわずにいるとつぶれていく。
- 委員長⇒引っ張りこむのも技術ですね。
- 委員⇒行事には必ず数回でも出てもらうようにすることが大事。
- 委員⇒津万もそうですよ。イベントをするときは委員全員に初めから割り当てがあります。
- 委員⇒黒田庄の総会は150人ぐらい集まります。
- 委員⇒津万の倍ですね。
- 委員長⇒それぐらい集まれば大丈夫です。ほぼ地域住民の総意です。地域住民の人口の10%も参加すればすごいですよ。全員来ることなんて考えられませんから。
- 次回以降の作業は、現状確認した上でどのような工程表を作ればいいか。どうすれば納得していただけるか。
- 委員⇒組織図も用意してください。1年間でやっている事業を参考に出してください。
- 委員長⇒議論していく上で参考ですが、私も副部長も他市で住民自治協議会組織を作っていく上で泥だらけになってやってきました。3年かかったところと5年かかったところがあります。この前、最後の仕上げをしましたが。自治会と住民自治協議会とどっちが偉いのかと喧嘩になったのです。住民自治協議会の方が偉いということを言いに行きました。自治会は任意の団体だから。ところが住民自治協議会が登場するまでは自治会連合会が事実上権力を握っておられたのです。連合自治会長は県議会議員で県議会議長もやられた方で、そういう人と話をつけに行かなければならないのです。しかし、その方が頭の良い方で「自治会はその協議会で中核になりつつサポートしていくということでしょう」と言っていたのです。荒療治もしましたがそれを置いて、今から申し上げることが意識して話をされるとうまいこといくのではないかなと思います。地域づくり委員会や市民自治協議会を作るということは、今のままでいけば区長は倒れます。後継者がなくなります。それは若い者が全然ついて行かないから。今のままで行けば、これだけたくさんの住民組織をこの人口で維持していけますか。たぶん無理ですよ。1人の役職者が4つも5つも役職を兼ねないと形が整わなくなります。人口が減少しているので。そうすると誰もリーダーになりたがらない。ある市

では、区長1回すると寿命が5年縮まるという方がいて、5年縮まるくらい忙しい。しかも責任追及される。誰もが嫌だといったら抽選になります。こうなってきたら地域は崩壊してしまいます。

これを何とか食い止めるという危機意識で市民自治協議会を作るということを理解していただきたい。本当にこのままでやっていけますか。活路がある地域はいいですが。あと何年もちますかという危機感を持ってほしいですね。それと災害はまた起こります。その災害対応を考えると高齢者ばかりで逃げ延びることが不可能です。それを考えてほしい。危機意識を持ってほしい。

それから教育はPTA、文化は公民館、防災は消防というように相互に手を結ばずに計画もバラバラでやっていけますか。少ない人数だからみんなで助けあわなければならない状況で縦割りの組織でやっていけますか。敢えて言いますが○△□の原則といつも言っていますが○は何でもしましょう。24時間の課題に対応しましょう、生活のすべてに対応しましょう。そのためにはいろいろな団体で組織しましょう。△は男女の人口ピラミッドです。男性ばかりでやっていないか。男性の高齢者ばかりに責任を被せていないか。もっと中年の働き盛りの方に参加する機会を与えて引き込む必要があるのではないか。大学生、高校生、中学生とかに後継者になるように郷土愛を育む為に関わらす必要があるのではないか。そういうことが完全に欠けている。すべての活動において人口ピラミッドが三角形モデルになっていない。もっと世代を大事にする事業をする必要がある。大事な□の原則は大丈夫です。なぜかと言うと区長がいるから。□というのは土地の代表という意味です。地面の代表、小さな細やかな地面の代表です。区長さんがいらっしゃるのでしっかりやってもらえる。残るは○にすることと△の仕事を開拓することです。そうすると今のまち協で出来ているのか、大丈夫かをチェックすればどのようにしていけば○△□が整った新しい町協もしくは市民自治協議会に切り替えていけるかあるいはレベルアップできるかの戦術を考えていけると思います。西脇ほどのパワーがあれば出来ると思います。水害によりまち協が壊滅的になったがもう1度建て直しを図っているところもある。

今日は豊中の資料や皆さんにご説明していただいたことをヒントとしながら、方向とすれば○△□をどうすれば出

来るか。今の8つある町協がどんな悩みを抱えてどのような構造、仕組みを加えていけば市民自治協議会のようになっていけるか、しかも抵抗が少なくみんなが納得できる方法を検討していきましょう。それが次回への課題です。

副委員長⇒まち協に所属している方はリアルに実情をお教えいただけたらと思いますが、ご存じない場合でも行政側から教えていただけますか。

委員⇒イベントをやるのが精一杯です。

委員長⇒イベントも出来なくなったら終わりです。まつりが出来なくなったら村が滅びるといいますので。

委員⇒黒田庄は14地区あって私の村でも同じような組織構成で、長は地域活性化の委員長がいます。村の選挙で決定する。

委員⇒その方が村で何かをするのですか。

委員⇒その方は村の行事全般を計画、実施をするのです。

村の組織の中にあらゆる部会があって、地区の行事ごとに関係のある部会から地区へ出て行って活動をする。

委員長⇒昔からそうやって選んでいたのです。村総代とか、役所総代とか。この地域では庄屋といいますが、代々庄屋の家系といわれているのは語弊があり、庄屋になれる家系はあったが、みんなで選んでいたのです。

委員⇒年間に3回ほど大きなイベントをするが、地元を離れている子供たち家族にお知らせできるように早めに日程を決めます。そうすれば、離れている者同士が相談して帰ってくる。だからイベントをするときは村の人口が倍になります。

委員長⇒いいことですね。

委員⇒補助金や委託料の額はどうなりますか。総額は。

事務局⇒今からの話になります。

委員⇒どのようになるのか。

事務局⇒個人的な考えではあるが、各種団体へ出ている補助金等をまとめて出すべきと考えている。

副委員長⇒ある市ではほぼ同額でした。全体的な減額があるので完全に同額ではないですが。年々少しずつ減っていますが。

事務局⇒少しずつ減っていくことはあります。

副委員長⇒初めから変えてしまうとそれぞれの活動があります。協議会の中で配分を決めていただいたら結構ですが、大体そのまま配分しているところが多く、なかに重点的に配分されているところがあります。それは地域の個性です。

委員⇒他の地域は各戸の負担はないのですか。

事務局⇒今あるのは黒田庄地区だけですね。

委員⇒1戸あたりいくらか負担をいただいて、その中から連合区  
長会の負担金、区長会の中でまちづくりに使う費用など

委員長⇒それは他でもばらつきがあり、各戸負担金を取っているところ  
があります。それは住民自治協議会の総意で決めてい  
ただけるところなので行政側から口出しをしていません。

委員⇒このような組織に流れる負担金ということですか。

事務局⇒そうです、このような組織に。

委員⇒各戸負担はどの地域もあるが。

事務局⇒最終的には区長会から流れていくことが多い。

委員⇒まちづくり協議会で地域内に福祉バスを走らせているので、  
各戸負担金が必要になる。

委員長⇒お金の流れも検討していきましょう。

## 広報検討部会（概要）

出席委員 検討委員会委員 6名 事務局

事務局⇒資料4の概要説明

部会長⇒広報検討部会の仕事として、まず、市民フォーラムを開いてはどうかということ。

これ以外に、市民に自治基本条例を知ってもらうためにどのようなことが考えられるか検討します。

フォーラムについても全市的に1回だけ実施するのか、地区ごとに分科会みたいなやり方でやるのか。

委員⇒広報紙もあるが、チラシやホームページもあるので、できるだけ視覚に訴える方がいい。文章というのを人は避けるので。

事務局⇒啓発として、昨年度に4地区（西脇、重春、野村、芳田）で地区別学習会を開催し、残りの4地区を今年度で開催する予定。開催は平日の夜で、今年度の日程は未決定です。

部会長⇒地区別学習会が進行中ですが、日時の設定なども検討が必要

事務局⇒現段階では、同じ方法で行う予定にしている。

部会長⇒問題があればやり方を変えればいい。

委員⇒残りの4地区で実施するが、これまでに開催したところでも出席者数はそれほど多くなかったので、我々自身が出て話す出前講座みたいなことも考えてもいいのではないか。

部会長⇒例えば、学習会の前に15分程度で説明するような。

委員⇒寸劇とか。

会長⇒寸劇や紙芝居など、できる、できないに関係なくご意見を。

委員⇒「関係ない」と思っている人に対して説明するような内容で。

部会長⇒無関心層へのQ&A。面白そうです。

委員⇒地区別学習会でも、どれだけいいことを教えてもらえるのかなと思って行ったけど、しょうもない話だったと言われた。

事務局⇒難しく、話の要点が分らないと思われたのですかね。

委員⇒はじめて参加された方には難しいと思う。

事務局⇒多くの人に参加してもらいたいということがあったので、区長さんの要請で行った人が多かったと思う。

部会長⇒「難しい」というのと「しょうもない」というのは違います。難しいということであれば寸劇などで分りやすくやればいいのですが、しょうもないというのはそもそも期待しているのにこんな当たり前の話みたいな。

委員⇒「しょうもない」には捉え方があると思う。真意を捉えずに自分の感覚としてしょうもないというのと、本当に全く意味

がないというのとの二つに分かれる。地区別学習会は前者のようです。話の内容にその人たちのレベルが達していない。我々でも分らない部分があるのに、全く分らない人にあの話をされると理解するところまで達していないと思う。

ですから別にしようもない内容ではなく大切な話なのですが、それを理解できないということです。

だから、「モノを言えるようになるのです。」というところから始めればいい。「それがどうやねん。」と言われたら「こういうことです。」ということで。つまり適切かどうか分かりませんが、行政と対等でお互いにというふうに持っていった方がいいと思う。

そうではなく、「地方自治法の」となると「もういいわ」となってしまう。

「対等に市役所とモノを言えるようになって面白い」という話と、今日の「対応」という問題であると思うのは、プロ的な要素と素人さんとのギャップがあるから難しい、偉そうに言われているというふうに感じるのだろうと思う。だから逆に言うとそれをなくす方向にいかないといけない。

事務局⇒このメンバーは、色んな代表の方が多くて、受け止め方、入り方が違う。ですから、私はここへ来て一回抜けたら次に来れないのではないかという印象を受けた。それは、ずっと進んでいるので、何か自分が取り残された感じを受けるから。

部会長⇒具体的にどうすればいいですか。

事務局⇒Q & Aもそうだと思うのですが、もっと分りやすくというか、各長の方が自分のグループで説明をした時に、みんなに分ってもらえるのかというふうには思ったのです。

一般の人全体に言うのではなく、自分たちのグループの中で自治基本条例でこういうことをしていますということを説明して分ってもらえるかどうかと思ったのです。

部会長⇒広報の戦略を立てる時に、どの辺から入るかというのが結構大事で、まず自分たちの仲間に伝える言い方を考えると割と設計がしやすいかもしれない。

今、難しいのもっとやさしい言葉でと言っていますが、それと同じ言い方だったらダメだろうなとか、まず一番はじめに誰からやるかとか、推進の核になる人として、まずこの辺から固めてやるなど色んなやり方があります。どこから攻めていくのが西脇市として合っていますか。

委員⇒どこからというのは難しい。まず自治基本条例という言葉を広めるために、例えばポスターなどを貼って、「あれって

何」ということから入るのがいいのではないか。

委員⇒言葉自体を聞いたこともない人もあると思うので、まずは広報に載せるなど、言葉を知ってもらうところからはじめる。

部会長⇒「自治基本条例って何」というチラシをまず配ってみて、第2ラウンドでQ & Aを配ってみるとか。

委員⇒ビデオとか。

部会長⇒ビデオや映画。仲間内にはどうですか。

委員⇒「最近すぐに市民、市民と言って、させてやな」というのを聞いたことがある。

部会長⇒何かを始めている人は、負担が増えるという心配を取り除いてあげるのが大事です。後は、その気になったら使えますというご意見もありましたが。

委員⇒残り4回の地区別学習会を我々も手伝って、色々な事をして、区長さんを通じて何人か出てもらうというやり方をすると同じ結果になりそうな気がするので、その辺りの工夫を。簡単にできるのであれば、寸劇でもいいと思うので、残りの4回はそういう魅力のある学習会にしないといけない。

委員⇒残りの学習会は工夫して実施し、市民に何となく分ってもらい、その後チラシなどで段々と広めていく方がいいと思う。

部会長⇒ここに来ている人は、結構仲間に近いのか、活動している市民に近い人ですか。

委員⇒仲間内です。

部会長⇒この人たちを固めるというか、少なくとも責任が増えるわけではないとか、ものごとのルールをきちんと決めているのだから非常に役に立つというようなことを言っていく。

学習会の日程はどうなっていますか。

事務局⇒9月までに実施する予定で、その後9月にフォーラムを実施する計画になっています。

部会長⇒フォーラムを9月に実施予定で、それまでに学習会。

今月中には無理ですけど、6月の下旬ぐらいなら何とかできそうですね。

委員⇒後になるほどより分りやすくステップアップしていかないといけない。失敗したことは次で改良していくというビジネスのやり方でいかないと広がらない。

事務局⇒確かに、昨年度の学習会では質疑はほとんどなく、何を聞けばいいのか分らないという印象でした。

委員⇒委員が何か言うようなことはなかったのか。

委員⇒ありません。

事務局⇒きっかけとして発言していただいて、言いやすい雰囲気をつ

くることもいいかもしれない。

委員⇒次回はそのようにして、議論を膨らませる必要があります。

部会長⇒この人たちに伝えなければならない話として、負担にならないという話と、私は市民がつくった条例という話をもっと出していいと思う。まだみなさんでつくったという実感はありませんか。

委員⇒関わってきたという思いはある。つくったというほどではないが、私たちも関わっていく中で、最初は分らなかったけれども、みんなと議論して、いい西脇市にしていくためにやってきたということをお願いしたいと思う。

部会長⇒それが一番説得力があるのではないか。私たちもはじめは分らなかったけれども、やっていくうちに必要なものだと、あれば役に立つ、少なくとも損にはならないということを市民の方から言ってもらうのが一番いいのではないかと思う。

事務局⇒多分、行政から言うと、うまいこと言って、市民をうまく使おうしていると思われてしまうかもしれませんが、市民の口から聞くと説得力は高いと思います。

委員⇒それも必要ですが、三点セットとして、自分たちがつくったということと、負担が増えるわけではないということと、何でも言えるようになるということから切り込んでいけば、基本的な説明はつくのではないか。

部会長⇒学習会の参加者にはこの言い方がいいということですね。

委員⇒そこで、一回目にこういうことが出たというフォローをしていけばいい。そうすれば次にはその上に乗せることができますので、そういうふうな進め方をすればいいと思う。

部会長⇒地区別学習会を応用すると、みなさんがそれぞれ自分の団体に帰って、仲間内に広げる。率先市民に対してはこのぐらい。

負担にならないというのは、行政から仕事を押し付けられるわけではないということとあっても邪魔にはならないということ。それで何かあった場合には使えるということ。

他に、女性の組織であれば、男女共同参画などの項目も入っているので、その辺りもアピールできるかもしれません。

ご自分の組織であればどのようなことをプラスすればいいかということで何パターンかは考えられませんか。

委員⇒ものすごくハードルが低くなるのではないか。

委員⇒来た人が身近に感じられるのではないか。あの人がそう言われるのであればそうなのかなという感じで。

部会長⇒近い人が説明するという感じです。

委員⇒このままだとせっかくやってきたことが無駄になりそうなの

で、市民に分ってほしいと思う。

部会長⇒次は、一般の人に条例のことを知ってもらう方法として、今行っているのは、市のホームページと広報ぐらいですか。

事務局⇒そうです。

委員⇒垂れ幕とか。

委員⇒防災行政無線で委員が順番にコメントする。

部会長⇒ここでも一言で説明する言葉が欲しい。これがないから、みんながそれぞれの思いを話すことになる。

委員⇒チラシなどで、イラストを入れて、それぞれ一言ずつコメントを書いて、委員がつくりましたというものを。

部会長⇒チラシや広報の予算はあるか。

事務局⇒取ることは可能です。

部会長⇒全戸配布のルートはありますか。

事務局⇒市の広報と一緒に全戸配布することはできます。

部会長⇒もちろんきれいなパンフレットでもいいのですが、それこそ毎月少しずつ進化するチラシとか。

委員⇒広報はスペースの問題もあるので、委員それぞれで原稿を書いてそれをまとめていくという、市民レベルのチラシをつくった方がいいと思う。

部会長⇒広報の記事で載せるよりは、チラシの方がいいと思う。そうすれば、全戸配布もできるし、他で配布することもできる。

委員⇒例えば、うちの裏側に一言わかりやすく書くということもいいのではないか。

委員⇒地域情報紙で紹介してもらう。

部会長⇒マスコミ戦略も考えないといけません。地域情報紙、新聞、テレビなどのメディア戦略もありますし、チラシも何回かに分けて配布するとか。色々広がります。あまりお金をかけないで楽しみながらやれることが色々あるかもしれない。

委員⇒高校生などの学習会のようなことはどうですか。

部会長⇒これからを担う若い世代への啓発は大事です。高校生が集まってできるような機会はありますか。

委員⇒過去に芸術鑑賞会で、話をしたことがあります。

部会長⇒前例はあるのですね。先ほどの意見はもう少し少人数のイメージですか。

委員⇒小学校などでA D Eの講習をやっていますが、あれと同じような感じで学習会ができればいいかなと思いました。

部会長⇒出前講座みたいな感じで。出前講座というのもどうでしょう。市は出前講座やっていますか。

事務局⇒自治基本条例のメニューはありませんが出前講座はあります。

部会長⇒今年度は決まってしまっているのですか。

事務局⇒生涯学習課が所管課になりますが、メニューについては市民からの要望があればできる限り対応することになります。

部会長⇒できれば、行政とこの委員会のメンバーが一緒になって説明にいくことが望ましい。

事務局⇒調整は可能だと思います。

部会長⇒可能性はある。

次回までに何をしてくるのか、少し宿題も出します。最初にするのは、地区別学習会で次回からすぐに改善できそうなこと。まずは「自治基本条例って何か」ということ、一番簡単なことは委員さんが人に話していくということですし、少し頑張ればチラシぐらいはできそうです。

それでは係を決めて、次回までに考えてくるということでもいいでしょうか。

委員⇒次の学習会までに、我々の考えたチラシをつくる方が、いきなり会場で話すよりはいいと思います。

部会長⇒学習会の準備として、チラシとアピール、このアピールの内容がQ & Aのようになるのか、それなりの量になれば冊子にすればいいし、少ししかできなければチラシでということ、少しずつやりましょう。

チラシも何回ぐらいできるか。予算はどの程度あるのか。

事務局⇒チラシ用の用紙ありますし、輪転機もあるので大丈夫です。

部会長⇒わかりました。

委員⇒チラシは学習会の参加者に配布することから始めればいい。

部会長⇒チラシに関しては、全戸配布から入ってもいいと思う。最初からきれいなモノをつくるのではなく、A4版1枚程度のもので徐々に進化していけばいい。

それとは別に学習会用のアピールの内容を考えた方がいいのではないか。ここは本当に密度の濃いアピールをしないとイケないと思う。

チラシの4～5回分の案を誰か考えてもらえますか。私もつくります。

委員⇒チラシやります。

委員⇒とにかくみんなと一緒に考えましょう。

部会長⇒やっているうちに、これは一般向けとか学習会向けとか分るようになります。

～ 日程調整の結果 6月10日（金）午後5時からの開催 ～